

令和4年度 第3回松戸市介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和4年10月20日(木)午後2時から午後3時40分まで

開催場所 松戸市役所新館7階 大会議室(一部オンラインにて実施)

出席委員 川越 正平 委員(会長)※オンライン出席

久留 善武 委員(副会長)※オンライン出席

滝本 実 委員

鈴木 英男 委員

手島 宏明 委員

鈴木 麗子 委員 ※オンライン出席

小泉 裕史 委員 ※オンライン出席

小松崎 康文 委員 ※オンライン出席

安西 順子 委員 ※オンライン出席

小川 早苗 委員

小島 可代子 委員

宮本 哲男 委員

中村 朋恵 委員 ※オンライン出席

原田 信子 委員 ※オンライン出席

丸田 敬子 委員 ※オンライン出席

市澤 浩明 委員 ※オンライン出席

事務局出席者(一部オンライン出席)

福祉長寿部 楊井部長、田中審議監

高齢者支援課 木村補佐

介護保険課 高橋課長、横山専門監、伊藤補佐、松崎補佐、塩田主幹、
須志原主査、蟹江主査、新里主査、木戸主査、
千代間主任主事

地域包括ケア推進課 川鍋課長、上原補佐、青木主査、大草主任主事、
加藤主任主事

地域包括ケア推進課地域支援担当室 斎藤室長

傍聴者

5名

令和4年度 第3回松戸市介護保険運営協議会議事録

日時:令和4年10月20日(木)

午後2時00分～午後3時40分

場所 市役所7階大会議室

(会長)

それでは、第3回松戸市介護保険運営協議会を始めたいと思います。
まず、会議の公開についてですが、当会議は公開の会議となっております。
〇〇様他4名から、本日の会議を傍聴したいとのことでもあります。これを許可
したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(会長)

どうぞ、お入りください。

〈傍聴者入場〉

(会長)

それでは会議次第に添いまして、議事を進めます。
報告1 資料No.1「介護保険事業実施状況について」、事務局から説明をお願いします。
ます。

(介護保険課専門監)

報告1、資料1「介護保険事業実施状況について」ご説明申し上げます。

この資料では、令和3年度の決算状況を含めまして、介護保険の各事業の実施
状況についてご報告致します。内容が多岐にわたりますので、概略の説明となり
ますこと、ご了承くださいますよう、よろしくお願いたします。

はじめに、1ページから2ページ 松戸市・千葉県・全国の人口でございます。令
和4年4月1日現在で作成しておりますが、一昨年から、松戸市、千葉県、全国と
も前期高齢者数が減少に転じており、後期高齢者は引き続き増加しております。
高齢化率としては0.1ポイント上昇したところでございます。

3ページをお願いいたします。要介護(要支援)認定者数の計画値と実績でござ

います。なお、令和4年10月1日現在の数値ですが高齢者数65歳以上の人口は12万8,994人で、要介護・要支援の認定者数は2万4,329人となっております。

4 ページは要介護認定の申請、審査会の状況でございます。傾向といたしましては、平成30年度認定有効期間の上限が36ヶ月に延長されたこと、更新申請のうち臨時的取り扱いの割合が増加したことにより、令和3年度申請数が増加しております。

次に、5 ページでございます。各年10月1日時点での認定者数と利用者数の経年変化状況でございます。令和3年度の利用率は77.1%となっており、減少傾向でございます。

続きまして6 ページ 介護保険サービスの利用者数の見込みと実績、7 ページにつきましては、3月末現在の市内の指定事業者等の状況、次の8 ページからは、地域支援事業等の実施状況について、それぞれの実績を記載しております。

まず、(1) 介護予防・日常生活支援総合事業についてでございます。① 介護予防・生活支援サービス事業につきましては、要支援認定者および事業対象者への多様なサービスを実施しております。

次の10 ページから、② 一般介護予防事業となります。認定状況に関わらず、65歳以上のすべての人を対象にした事業でございます。

13 ページから、(2) 包括的支援事業につきましては、記載の通りでございます。

15 ページから、(3) 任意事業の一覧と、令和元年度から令和3年度の3年間の実績を記載しております。

17 ページから、任意事業のうち、介護給付費適正化事業の状況を記載しております。

20 ページは、介護相談員派遣事業の状況でございます。

21 ページ、令和3年度決算の介護保険料の賦課・徴収の状況でございます。保険料の収納済額は、令和4年3月末現在での金額を記載しております。

最後に、22 ページ、介護保険特別会計令和3年度決算状況について、「介護保険特別会計(決算)概要説明図」をご覧ください。左側が歳入、右側が歳出となっております。右側の歳出をご覧ください。介護保険に係る費用のほとんどを占める保険給付費349億1千万円と、その下の地域支援事業費12億2千万円を合わせた361億3千万円につきましては、左側の財源によりまかなわれております。給付費の負担割合は、理論値として、国が約25%、県と市が12.5%ずつ、40歳から65歳未満までの第2号被保険者が27%、65歳以上の第1号被保険者が23%という構成になっており、それぞれの決算金額は表に記載されている通りでございます。表の下に記載されております剰余金9億3千万円につきましては、令和3年度の精算分として、国・県・市・支払基金・介護給付費等準備基金への返還金に充て、残額を介護給付費等準備基金へ積立てたものです。

以降、参考までに具体的な数字が入りました表が、次のページでございます。こちらは、後ほどご覧ください。

以上、たいへん駆け足で恐縮ですが、資料1の説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

資料1の3ページと5ページに関連する、要介護者数とサービス利用者数では差があります。この差については、介護を使っていないということで、介護給付費は支出されていないとの理解でよろしいでしょうか。

(介護保険課専門監)

利用されていない数については、給付費用は使われておりません。

(会長)

今の回答でよろしいでしょうか。

(委員)

引き続きの質問として、サービスを受けていない人数として、令和3年度では、要介護5は300人、要介護4は345人いらっしゃいます。要介護5の方は介護をかなり要する方だと思いますが、サービスを受けていないということは、在宅で家族が面倒を見ていると思えます。これらの方たちにそれなりの調査をする必要があるのではないかと。現在、どのように対処していらっしゃいますか。

(会長)

事務局お願いします。

(介護保険課長)

個々のお客様の状況については把握しておりませんが、介護保険事業計画策定の際、つまり3年に1度、市民アンケートという形で、要介護認定者等にアンケートを実施しております。

そのアンケートの中で、いわゆる重度の方たちのアンケート結果を見ますと、介護保険を利用していない人は病院に入院している方というのが非常に多い答えになっています。これが一番多い答えになっていますので、在宅の方もいらっ

しゃるかもしれませんが、多くは入院している方というふうに私の方も認識しております。以上です。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

その他のご質問はありますでしょうか。

(委員)

質問事項一覧の2ページの下の方に書かさせていただきましたが、請求の適正化、この項目の中で19ページにその実績が書かれています。この通りだと思えますが、実際にどのように確認されているのかなと思ひまして、特にこの4番給付実績の活用の中で、国保連合会から提供される給付実績、この数字で記載の内容については、小規模多機能、看護小規模多機能も含めて小規模多機能型認知症加算Ⅰ・Ⅱも含めて確認という記載があります。小規模多機能以外の施設についてはデータが出ているのかどうかということを確認したいのですが、いかがでしょうか。

(会長)

それでは、事務局お願いします。

(介護保険課長)

給付実績の確認というのは、まず前提としてご説明させていただきますと、国保連合会というところに、事業者さんがいろいろ請求をするわけですが、いわゆる国保連合会というのが各都道府県ごとにあり、それを国レベルというか、全国的な組織として国保中央会というところがあるんですが、こちらの方で、各事業者さんからいく請求と、私ども保険者の方からお渡しするいろんな情報、或いは県や私たちからお渡しする事業者の情報を全部突合して、いろんな審査を行っているんですけど、それを行っている中での一つのでき合いのシステムとしまして、いくつか突合されたデータが私どもの方に提供されます。その提供されたデータの中から私どもの方で効果があると思われる給付実績の確認などを行っているんですけど、こちらに記載しておりますのは、この認知症加算、こちらの委員会にも関係ありますが、地域密着型サービスの加算要件を満たしているかどうかというのは、私どものお膝元のサービスですので、それがどうかということを確認しております。

ですので、他にあるかと言われれば、いろんな細かい加算のチェックというのは結構あるんですけども、それをすべて今やっているわけではないので、あるかないかというご質問であれば、他にもいろんなチェック項目がございます。以上です。

(委員)

他の項目については、それほど点検をしましてもそれほどの効果が出ないのではないかと、そういうような状況なのでしょうか。

(会長)

事務局お願いします。

(介護保険課長)

はい。全く効果がないということではないんですけども、例えばこれも毎年同じチェックをしているのではなくて、例えば来年はこういうチェックをしようとか、そういった形で少しずつ内容を変えております。そうしないと、語弊がある言い方をすると事業者さんの牽制にもなりませんので、そういう意味では、ずっと同じことをやっているのではなくて、その時その時でこれがいいのではないかというものを選んでやっております。今回のこの実績報告は、この認知症加算の方でやっております。以上です。

(委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(会長)

ではその他の委員の皆様、何かございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

(委員)

もう1件だけご質問させていただきたいんですが、よろしいですか。

(会長)

はい。お願いします。

(委員)

資料1の23ページに令和3年度会計決算状況についての表があります。この中で質問事項にもあげておりましたが、地域包括センターのいうなれば経

費でしょうかね。費用が今回重層的支援体制整備事業に移るということで、金額が抜けております。これは、そちらの方に持っていったということによろしいんですが、この地域支援事業の金額というのは、介護保険料の算定の根拠になる数字ですね。介護給付費と、それからこの地域支援事業、これを足して介護費用として算定していくということになっていると思いますが、そこから外れるということは、算定の基準が変わるという、変わることはないと思うんですけど、そういうことではないかと思しますので、その取り扱いについて、次の計画を立てるときには、これはあくまでも介護保険の費用として、従来通り、逆に戻して、介護費用の中に入れて、計上するのかというようなことを教えていただきたい。

(会長)

それでは事務局お願いします。

(介護保険課長)

はい。重層的支援体制整備事業については、令和3年度からスタートした事業で、国的に言いますと、介護保険ではなくて、社会福祉法に基づいた事業になります。皆様方に少しわかりやすくご説明すると、これまでこの介護保険運営協議会でも、地域包括支援センターの取り組みとして、福まるの窓口ですとか、いわゆる高齢者以外の分野に、包括的な部分ですとか、地域共生ということですか、そういったところで事業を広げているというご説明を差し上げておりますが、先ほど委員からもお話ありましたように、もともと介護保険のお金ですので、そういう若い人たちに使うお金ではないということから、これまでもいろいろ課題があった事業でございます。これが国の方で、社会福祉法を改正したことによって、地域包括支援センターで事業をやっているんだけど、高齢者以外の方々に対して事業をするということに対して、いわば重層的支援体制整備事業ができたということなんです。今期の計画については、3年度から始まったということと計画策定との関係で、こういうふうになっておりますが、自治体によっては重層的支援体制をやっていなければ、地域支援事業にそのまま含まれてやる形になります。

この後の計画の中で、また重層的支援体制が次の期もあるという前提で考えるならば、次の地域支援事業を算定するときに、一定の考慮をする必要がある可能性はあります。ただ一方で、地域支援事業そのものが、結構逼迫している状況もございます。一つ例を申し上げますと、この保健福祉事業もおむつの事業が今期から移っております。これも地域支援事業を結構圧迫していた事業なんですけれども、国の方からもこれは早めに、地域支援事業から外しなさい、というようなこともあり、保健福祉事業に移行した部分もありますので、今後のその財源の

状況を見ながらということになるので、外れたから他の事業ができるか、いろいろありますけれども、次の計画策定のプロセスの中で考えていくことになりません。以上です。

(委員)

要は、現在の、地域包括支援センターの仕事が増えるというふうに理解してよろしいでしょうか。仕事が増えて大変になって、場合によっては、そこでお金がかかる。或いは必要な費用は、面倒を見なきゃいけない。こういう費用についての出所はどこになるのでしょうか。

(会長)

では、事務局願います。

(介護保険課長)

地域包括支援センターの方で仕事が増えるかどうかということについては、現状は確かにここ数年の改正の中で、地域包括支援センターの負荷がかかっているということは認識をしております。

財源ということで言うと先ほども申し上げましたが、私ども松戸市がやっている、福まる窓口のようなところからすれば、やはり高齢者の介護保険料を使うのはおかしいということで、重層的支援体制は一般会計事業ということで、違うお財布から出ることになります。保険料の方ではないです。なので、もしこのまま範囲が広がるのであれば、そういう形で使うことはあるかなというふうに思いますし、細かいことで言いますと、地域ケア会議というのは、地域包括支援センターに関わる仕事としてございますが、その部分は介護保険のお金でまだ見なさいよというふうになっていますので、包括的支援事業の中に位置付けておりますので、今後の国の考え方にもよりますけれども、基本は、その財源の性格上合っているか合っていないかというところと、その事業をうちとしてどうしていくかということと、いろんなそのせめぎ合いの中で考えていくことになると思います。以上です。

(委員)

はい。この新しい重層的支援体制整備事業を、ちょっとだけホームページで見てみたんですが、やっている事業の中で、地域包括支援センターが一番数が多いんですね。また、高齢者の方には、名前が浸透しています。何かあれば、地域包括支援センターに相談すればいい、こんな考えが実はあります。もともと、地域丸ごと相談とかですね、そういうことでもって、地域包括支援センターがそれらを

含めて受けていたというふうに思いますが、いろんなその子供の関すること、障害者のこととか、それから若い人でも認知症か何かが出てくる。そうすると、そういった話がかかなり地域包括支援センターに一旦持ち込まれてくるんじゃないかと思われま

そうであれば、地域包括支援センターは結構仕事の量が増えるのではないか。もちろんそれを全部処理するわけじゃなくて、一時的に受けて、必要な分野ごとに仕分けをしていくだろうというふうに思いますが、そういうところについても、よく事業そのものを見ていただければいいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。いずれにしても数字は分けて見ていくというふうな理解でよろしいですね。はい。ありがとうございました。

(会長)

はい。ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。無いようでしたら、報告 1「介護保険事業実施状況について」の質疑を終わります。

続きまして、報告 2 資料No.2「地域密着型サービス事業者等の状況について」、事務局から説明をお願いします。

(介護保険課長補佐)

報告 2、資料 2「地域密着型サービス事業者等の状況について」につきまして、特にお伝えしたい点に絞ってご説明致します。

はじめに 1 ページ から 5 ページ、令和 4 年 8 月末日現在の地域密着型サービスの利用状況となります。

1 ページをお願い致します。No. 4 のグループホーム「松戸ナーシングヴィラそよ風」につきまして、以前より一部休床しておりましたが、令和 4 年 9 月 1 日より、定員が 17 名に変更となりました。

続きまして 2 ページをお願い致します。No. 3 の小規模多機能型居宅介護「デイハウスユーカリ新松戸」につきまして、グループホーム転換予定のため、令和 4 年 9 月 30 日付で廃止となりました。利用者については、他の事業所に移るなどの確認をいたしました。

続きまして 6 ページをお願い致します。今回記載の期間における運営指導につきましては、記載の通りとなります。3 番の認知症対応型共同生活介護事業所につきましては、指導後、自主点検により該当する加算分の介護報酬を返還済みです。

また、集団指導につきましては、地域密着型サービスを対象に、8 月に動画配信、書面配布の形で実施致しました。

以上、ご説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(会長)

特にございませんでしょうか。無いようでしたら、報告 2「地域密着型サービス事業者等の状況について」の質疑を終わります。

続きまして、議題 1 資料No.3「地域密着型サービス事業者等の指定等について」事務局から説明をお願いします。

(介護保険課補佐)

議題 1、資料 3「地域密着型サービス事業者等の指定等について」ご説明致します。

それでは今回ご審議頂く対象についてご説明致します。1 ページをお願い致します。指定更新と致しまして定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 件、認知症対応型共同生活介護 1 件、看護小規模多機能型居宅介護 1 件でございます。

続いて、報告と致しまして、宿泊を伴わない地域密着型通所介護の指定更新が 1 件、居宅介護支援の新規指定が 4 件、指定更新が 4 件ございました。

それではご審議頂く詳細につきまして、はじめに 3 ページをお願い致します。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、名称は『みくに 24(にじゅうよん) ネット』、運営法人は「株式会社みくに」、所在地他、記載のとおりでございます。指定更新に係る申請書類の確認も済んでおりますので、来る 11 月 1 日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして 6 ページをお願い致します。認知症対応型共同生活介護、名称は『グループホームあおぞら』、運営法人は「医療法人社団のぞみ会」、所在地他、記載のとおりでございます。指定更新に係る申請書類の確認も済んでおり、来る 12 月 1 日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

続きまして 10 ページをお願い致します。看護小規模多機能型居宅介護、名称は『セントケア看護小規模松戸』、運営法人は「セントケア千葉株式会社」、所在地他は記載のとおりでございます。指定更新に係る申請書類の確認も済んでおり、来る令和 5 年 2 月 1 日に更新の方向で進めてまいりたいと考えております。

以上 3 件についてご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

審議事項の1件目のみくに24ネット、定期巡回のこの事業所なんですが、3ページに書いてある人員の基準として、何人でやるという数字が出ておりますが、実際の利用者数は1名なんですよね。まさか1名のためにこれだけの人数を出しているということは考えられないんですが、その辺の関係はどうなってるんでしょうか。

ここはグループホームが主体の事業所だと思いますので、グループホームの人数をここに入れているのか。1人ぐらいでしたら当然対応は、特に増やさなくてもできるのかなというふうに思います。一応、事業所としての、定期巡回の事業所としての、審査にはどういう状況に実態がなっているかということをお聞かせいただければというふうに思います。

(会長)

事務局お願いいたします。

(介護保険課長)

以前もしかしたら似たようなご質問を頂戴しておりまして、人員基準上のことでこちらは記載をしておりますけれども、1名のためにこの全員が配置されるのかということだと、ここに兼務という言葉が入っておりますので、すべてが専従ではないというふうには思います。ただ、今手元にどこどこを兼務してるかというのは資料がありませんのでお答えしづらい部分がございますが、一般論で申し上げますと、こちらの事業者は訪問介護もやっておりますので、その兼務はあるというふうには考えます。ただグループホームについては、一般論としましては、グループホームと定期巡回を兼務することは、ほぼないというふうに考えていますが、ただ一部、完璧に分かれているかというのはすみませんが、今勤務表を持っていないので申し訳ございませんが、今お話はできません。

(委員)

実態として人員がやりくりできれば構わないのかなというふうには思いますけれども、ただ、ここで審査する以上ですね、体制と、それから、それに伴う要介護者の人数がある程度バランスをとらないとちょっとおかしいのではないかと思うんですよね。

実際の運用は別にそうこだわらなくても1名だけの場合には十分回ると推測

できますけれど、ここで審議するってことは、これだけの人数をそろえてやりま
すよ、ということの意味でここに記載されてるのではないかと思うんですが、そ
この形式的な要件との違いをどういう風に考えればいいかなと思います。

(会長)

事務局お願いします。

(介護保険課長)

形式的な要件という表現がございましたが、大変恐縮ですが訪問系のサービ
スですと、グループホームのような形で、完全に何対何とかそういった基準では
ないというのがございます。ですので、訪問系のサービスは、基本申請に書かれ
ている状態が、私どもの条例と照らし合わせたときに問題がなければ、ここにそ
のまま記載をします。

1名が少ないのではないかというお話ですが、過去の経過をちょっと思い起こ
していただくと、こちらの事業者は以前は休止中で、再開をして、これから広げ
ていきたいということですので、私どもとしてはその申請そのものに疑義がな
ければ、そのまま問題がないというふうに考えております。以上です。

(委員)

申請に異議がなければというのはその通りだと思うんですけども、一方でや
っぱり実情をどういうふうにか考えるかってことも見ていかなくちゃいけないと
思いますので、今後、それなりの接触といいますかね、状況を確認するとか、そう
いったことをやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願
いいたします。以上です。

(会長)

ありがとうございました。おそらく今の話は基準を満たしているかどうかを
審議をして、運営の中身は先ほどの資料No.2のところ、定例で確認はして
おりますので、むしろ、利用者数がどうやったら伸びるのかということは、常々憂慮
はしておりますけれども、松戸市にとっても大事な課題だとは思いますが。

では、その他ございませんでしょうか。議題1 資料No.3「地域密着型サービス事
業者等の指定等について」を承認したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

無いようでしたら議題1「地域密着型サービス事業者等の指定等について」を
承認したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

続きまして、報告 3 資料No.4「令和 3 年度 地域包括支援センター事業評価の結果の概要について」事務局から説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

資料 4「令和 3 年度 地域包括支援センター事業評価の結果の概要について」ご説明させていただきます。

まずは 1 ページをご覧ください。

松戸市においては、法で義務付けられる 3 年前から、独自に評価指標を策定し、地域包括支援センターの事業評価を行っており、平成 30 年度に国が全国共通の評価指標を策定したことを受け、令和元年度事業評価において国の評価指標と整合性を図りました。また、令和 2 年度の事業評価からは松戸市の重点施策への積極的な取組を促すために「いきいき安心プランⅦまつど」との連動を図り、重点項目を設け、加算方式の導入を行いました。

2 ページをご覧ください。3. スケジュールにつきましては記載の通り進めてまいりました。4. その他、事業評価の評価方法につきましては、「いきいき安心プランⅦまつど」の期間である令和 2 年度から令和 4 年度の事業評価については大きな見直しはせず、経年比較ができるよう実施しているところでございます。

3 ページをご覧ください。令和 3 年度事業評価のイメージ図になります。松戸市の事業評価は、各業務の実施状況进行评估する「実施状況評価」と事例対応や個別の取組における優れた手法・成果を好事例として評価する「実施手法評価」から構成されており、青が「実施状況評価」、緑が「実施手法評価」となります。「実施手法評価」の好事例のなかから他の地域包括へ横展開すべきものを翌年度の評価指標等に追加し、各地域包括支援センターの運営に係る業務水準の向上を図っております。

4 ページには事業評価の方法について記載しております。まず、①自己評価につきましては、各地域包括支援センターが自己評価をおこなったものを、地域包括ケア推進課に提出し、計 3 回の判定会議を通じて行政評価を行います。実施状況評価はスコア、実施手法評価は好事例として評価を行っております。

5 ページをご覧ください。事業評価関連の資料一式につきましては、個人情報保護に十分留意しつつ、松戸市ホームページを通じて公表致します。また、今回の事業評価の結果を基幹型包括の地区担当と各地域包括が分析・振り返りを行い、地域包括の課題や今後の目標を明確にすることで、地域包括のレベルアップを図るとともに、地域特性を生かした支援を展開していきます。

6 ページから 8 ページにつきましては、令和 3 年度事業評価で使用しました様

式をお示ししております。

9 ページをご覧ください。まず、実施状況評価の点数につきましては、最も高い点数が小金地域包括の3.88点、次いで明第1地域包括の3.80点となっています。15 包括の平均は3.72点で、昨年度より0.1点上昇しております。なお、100点満点換算の点数も記載させていただいておりますので、合わせてご確認ください。

10 ページをご覧ください。実施手法評価の結果となります。上の青い表は実施手法評価の「事例対応」について、下の緑の表は実施手法評価の「個別の取組」となっております。好事例は、各項目において特筆すべき内容の事例・取組を選んでおり、★が好事例となった項目で、●はその他の良い事例対応・その他の良い取組となっております。

11 ページから 25 ページは各地域包括支援センターごとの結果を取りまとめた資料となっております。時間の都合上、①明第1地域包括支援センターのみご説明させていただきます。実施状況評価3.80点 実施手法評価 好事例が3つとなっています。好事例としましては、個別取組【5.地域ケア会議関係業務】において、コロナ禍において、オンラインを含めた新しい繋がり方を検討したというものでございます。講評ですが、権利擁護業務、地域ケア会議関係業務、在宅医療・介護連携推進業務、認知症高齢者支援業務について非常に高い水準で業務に取り組んでおり、個別対応においても、丁寧な関わりを通して本人や家族の力を引き出す支援を行っている点が評価できると考えております。

その他、各地域包括支援センターの行政評価結果の概要につきましては、お時間のある際にご一読お願いします。

26 ページをご覧ください。令和2年度・令和3年度の事業評価において横展開された取組の実施状況についてお示ししています。

27 ページから 32 ページに実施手法評価 事例対応の「対応上の工夫や配慮等により特筆すべき結果が得られた事例」を、33 ページから 35 ページに、実施手法評価 個別取組「発展的、先進的取組等」をまとめております。各地域包括支援センターと事業評価の結果について情報共有を行い、他地域での好事例を学びながら、各々の地域にあった取組や対応を実践していけるよう支援をしていきます。

以上、資料4「令和3年度 地域包括支援センター事業評価の結果の概要について」のご説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたらお願いいたします。

(委員)

1 つだけ聞きたいことがございます。こういう結果が示されて、それなりの成果がでてきているということで、それはすごく良いことなんですが、この事業評価の概要についての一番下のところに、他の地域包括への横展開を図ると書いてあるんですが、これは具体的に、どういう形で実施されているのか。他のところより劣っていた場合も、それを聞いて実際問題、上がっていったのか。

それっていうのは、やはりその地域によって、住んでいる人たちの違う部分っていうのは結構あると思うんですよ。お年寄りのいっぱいいる地域とか、一つの形として横展開を図って行って、どのような形で今進んでいますっていうこともちょっと書いていただけると非常によかったのかなと感じました。

それから、やっぱりこれは競争じゃないからこれでいいんです。地域で競争しちゃって変な方向にいつちやってもまずいので。ただ、こういうことがあったときに、いい評価をして、前年度より上がったときにはそれに対して地域包括支援センターに対する、ご褒美というとおかしいんですけども、そういう部分もある程度やっておくと職員のモチベーションが上がる気がしました。以上です。

(会長)

事務局お願いいたします。

(地域包括ケア推進課)

事務局よりお答えいたします。

まず 1 点目の横展開をどうやって行っているかということですが、まず、介護保険運営協議会が終わりまして、そのあとに好事例、好取り組みについて、地域包括を対象に、共有するために事例集を配付して、それぞれどういう取り組みですとか、個別対応で工夫をしたかっていうのを、各包括同士で共有し合って、今後の対応に生かしていくということをまずやっております。

あともう 1 点、この松戸市の地域包括支援センター事業評価の特徴として、前年度の好取り組みの中から横展開というのを行ってございまして、その具体的な部分が 26 ページに記載させていただいております。

例えばですね、男性擁護者支援に特化した取り組みをやっていた包括があった際には、男性擁護者支援を対象とした、事業の開催など、翌年度の実施状況評価の項目に追加をしております。あとは、地域ケア会議でも、実施の際に、映像ですとか写真とかを用いて行って、非常に議論が活発になったというような取り組みがあった際に、その翌年度に横展開をして各包括で取り組むというようなことをやっております。

(委員)

なぜこんな質問をしたかっていうと、そういうことをやることによって、例えば介護度が下がってきたとか、そういう形での実績を出した方が、私はいいと思っ
ているんですよ。

例えば、極端な話、今まで要介護 3 ぐらいの人が 2 になったとか、10 人いたのが 3 人になったとか。それから要支援を脱却したとか、そういう形の数字をこの中に入れてもらえると具体的にわかるんですよ。良いこと書いてあるんですよ。でも、実績がわからない。だから、形としては、良いことをやったけれども、そういうことによって、要支援の人がいなくなったという部分までもっていくと、すごくこの資料が生きてくると私は感じました。

(地域包括ケア推進課長)

ありがとうございます。やはり先ほどもお話しいただいた通り、こういった横展開の手法を取り入れながら、地域に合った方法で、実際に実施していきたいと思
います。このような事業展開をすることで、要介護認定率の抑制であったりとか、社会保
障費の抑制に繋がっていくことが、私どもの最終目標になるかと思
います。数字で評価ができるような形で、皆さんにご提示できるよう見せ方につ
いても工夫していきたいと思っております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。大事なお指摘だと思います。

できるだけ数値化して評価できるものは、そのように整えていっていただければと思
いますし、今例で言ってくださった男性擁護者とか、オンラインの工夫とかっていうところ
は、目に見えるものは難しいかもしれません。なので項目にもよるのかもしれませんが、そ
ういうことも留意しながら、項目を立てたり追跡したり、資料を作ったりしていただ
ければと思います。

もう 1 点、インセンティブのご質問がございました。

(委員)

ちょっと繰り返しますけどね。自分も、特養ホームに勤めたことがあるし、相談員も
やったことあるんですけど、結果が出ないとね。幾ら一生懸命やっても結果が出ない
と駄目だと思うんですよ。

そのためにはどうしたらいいかっていうところが、まず第一には情報共有をする。そ
れで良いと思ったところは取り入れて、そこで自分たちで実施する。その結果、今
まで 10 人だったのが 9 人になった 8 人になったってことは、言ってみれば大きく
分けると介護保険の方も減るってことなんじゃないですか。

うまくいって、要介護の人がゼロになっている場合だってありうるんですよ。

ね。その辺の効果もある程度出すんだったら、こういうふうになりましたと、松戸の地域包括支援センターがやっていることについて、いろいろ応援してくださいというふうにもっていくと、僕はいいかなと、そういう感じがしたんですけど、ちょっと、具体的なことがなくて申し訳ないですが、やっぱり利用者さんもそうだし利用者さんの家族もそうだし、それから職員さんもハッピーになったほうが良いじゃないですか。これこれこれこれやりました、情報を共有化しました。それからその結果こうなりましたというところまで僕は踏み込んで欲しかった。すみません。

(地域包括ケア推進課長)

ご指摘ありがとうございます。効果指標というか効果測定がしっかりと見える化できて、それが見える化することで、やはり、担っていただいている包括のモチベーションというか、激務をお願いしている包括のモチベーションになり、私ども職員もやっているものが見えてくると、より具体的に、また方策を練られるといったところがありますので、そちらについても検討させていただければと思っております。ありがとうございます。

(委員)

すみません。言いたいことを言って申し訳ない。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

はい。〇〇ですけれども。

(会長)

はい。ではお願いいたします。

(委員)

はい。今のお話に付け加えてとといいますか、今のご意見は確かにその通りで、もっともっと共有化を図らなくちゃいけないと言えますけども、相当やっています。私が見てる限りでは、横の連絡、言うならば好事例、成功事例ですとかね、それがわからないケースも結構ありますので、それを横同士で連絡し合うということで、やっているのは非常に良いことだと思います。ただ、まだ当然高みはまだ先にありますから、そこに至るまでは、もっともっと時間も、或いはノウハ

ウも必要なのかなというふうに思います。大変な努力をされてるというふうに思います。

(委員)

私は決してやっていないと言っているわけではなくて、それをやっているということを出せば職員の方もOKだし、これを見ている市民の方も、例えば、今年何人こちらに行ったと、それを何人努力によって、10人だったのが3人でも2人でも、もとに戻ったという形をやれば、松戸OKだなと思うんじゃないかなと考えましたので、やはり、数字は少なくても成果というのをどんどん出して行って、松戸市に住んでよかったなと思う部分を醸成していくことも、やっぱり、必要じゃないかなと私は感じたんですね。それをやっていかないと、ただやっていると可能性も無きにしもあらずなんですよ。職員さんを何人も知っていますけれども、頑張っているんですよ。ただ、頑張って頑張って頑張った結果こうです、たとえ1人か2人でも、その要支援を脱出した、要介護から要支援になったというところまでもって行って、ここに住んでいれば、こういうことがあったときに、地域包括支援センターでのすごいノウハウを持っているから、すごく良い答えを出してくれそうだなという部分も、宣伝とはいいませんけれども、形として出していった方が僕はいいなと思います。

(委員)

最終理想形はね、おっしゃる通りだというふうに思います。

ただ、私も何回かね、包括支援センターの評価について、その内容、何が良くなったかですとかね、或いはどうしたら良くなるかということ、言うなれば共有して議論されている姿をそれなりに見てきましたので、ほんのわずかしか見てないと思いますが、その努力は大変なもので、結果として実はこの今回の評価でね、私驚いてるのは、去年が3.62、今回は3.72ですね、平均点、0.1上がるっていうのは、すごいことなんですよ。これ4点満点だからね、数字がわかりずらくてしょうがないんですけど、この0.1点、平均点で上がるっていうのは、前回のと比べてみますとね、15ヶ所のうち、7ヶ所がウワーッと数字が上がってるんです。まあ全体的に上がっているんですけども、7ヶ所が言うなればランクアップをして、非常にいい数字になって、むしろ、どうやってこういう数字が出たんですかみたいなこと聞きたいぐらいで、さらにこれからどうやってもう一歩ね、まだ目標よりは、ちょっと今期の目標、令和3年の目標が一歩足りないんですよ。どうやったらそれをクリアできるかというような、そういうふうにこだわるような動きも大事なんじゃないかなと思います。

(委員)

委員のおっしゃることはその通りなんですよ。我々じゃなくてその家族を支えている人に見れば、そういうところをお願いしてやった時に、たとえ一歩でも二歩でも前進するという部分をどこかに出しておくことによって、安心感というのが違ってくると思うんですよ。その辺が、言葉にうまくできないんですが、もうちょっと宣伝したほうがいい気がしないでもないんです。今委員がおっしゃったようにそれだけの効果は上げているわけですからね。どうだ、今年はこれだけ上がったぞ、と地域包括支援センターに来いよと、そういう形で気分を醸成していくようなものをもうちょっとうまく作って、自己宣伝じゃないんですけども、やっていただけるといいかなと思いました。

(会長)

ありがとうございました。中身を踏まえたご議論、また、より高みを目指すためのご議論だったと思います。ぜひ今のご議論を反映させて未来の資料作りや施策遂行に活かしていただければと思います。

それでは、ほかに無いようでしたら、報告3「令和3年度地域包括支援センター事業評価の結果と概要について」の質疑を終わります。

続きまして、議題2 資料No.5「令和4年度地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目について」、事務局から説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

資料5「令和4年度地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目について」ご説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。「令和4年度地域包括支援センター事業評価の方向性」についてご説明します。

令和4年度につきましては、先ほど資料4でご説明したとおり、「いきいき安心プランⅦまつど」の期間中であることから、変更は、令和3年度事業評価の好事例・好取組のなかから横展開を行う等最小限とし、基本的には行わないものとします。

2 ページをご覧ください。令和3年度事業評価の好事例・好取組からの横展開についてご説明します。コロナ禍の収束が見通せないなか、人との交流の機会や社会活動の減少から、高齢者の身体及び認知機能の低下や社会的孤立が懸念される状況となっており、新しい生活様式を踏まえた活動の場や交流の在り方への検討・取組が必要となっています。そこで、明第1地域包括支援センターによる、オンラインを含めた新しい繋がり方を検討した事例、新松戸地域包括支援センターによる体操教室を屋外や複数の会場をオンラインでつなぐなど、様々な方

法で実施した取組を令和 4 年度に横展開し、コロナ禍における新しい生活様式を踏まえ実施した「介護予防教室・認知症予防教室・つどい等」のうち、効果的な成果が得られた活動」を評価することとします。

3 ページ以降は令和 4 年度の事業評価の様式や評価項目をお示ししております。

4 ページは「実施状況評価の様式」になります。令和 3 年度と大きな変更はございません。

5 ページから 14 ページは「実施状況評価項目」になります。「評価の根拠」をご覧ください、黄色に塗られている項目につきましては「国の評価指標」、白色につきましては「松戸市独自の評価指標」になっております。赤字は令和 3 年度事業評価からの変更点、青字は自由記載を求める項目となっております。先ほどお示ししました横展開に関する変更について、14 ページをご覧ください。「9. 松戸市指定事業 ①松戸市指定事業を適切に実施しているか」の自由記載として『コロナ禍における新しい生活様式を踏まえ実施した「介護予防教室・認知症予防教室・つどい等」のうち、効果的な成果が得られた活動』を追加いたしました。

15 ページから 18 ページは「実施手法評価 事例対応・個別取組」様式、評価項目になります。16 ページ、実施手法評価 事例対応 評価項目につきまして、1 点変更がございます。3. 権利擁護業務) につきまして、令和 3 年度は虐待通報に関する事例のみを対象としておりましたが、成年後見制度等の権利擁護を目的とする制度を活用した事例を含めることといたしました。

以上、資料 5「令和 4 年度 地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目について」のご説明とさせていただきます。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員)

先ほどから重層的支援体制整備事業の話がありまして、課長からも、実際に包括が苦勞しているって話が出てきて、私ども、多くの職員が包括に入っているんですけども、結構高齢以外の分野で相談が多くて苦勞しているというのは実態としてあると思うんですね。

それで、実態として、地域包括支援センターが国が言っているように、共生社会の先端として取り組むように先陣切っているのは、十分承知しているので、逆に言うと、例えば数値評価としては難しいんですけど、例えば基幹相談支援センターだとか、子供包括センターなんかとしてですね、例えばそういうところと一

緒に何か相談業務等でやった数をですね、例えば重層的支援体制の一貫的なものとして、データとして残してですね、具体的な内容は難しいと思うんですけども、そういうものを逆に評価の中に、新たに取り組んでいることで、包括センターの大変な部分を評価したらどうかなってちょっと思ったんですけど、一つそういうのを今後お考えいただければと思います。以上です。

(会長)

それでは事務局お願いいたします。

(地域包括ケア推進課)

ご質問ありがとうございます。事務局からお答えします。現在もですね、事例の方では、2 番の総合相談支援業務の中で、他領域と協調して対応する必要があると判断した事例というのを評価の基準とさせていただいております。その数字・件数といったところについては、今後どう、その地域共生的な視点をどう評価に含めていくかというのを検討させていただければと思います。

(委員)

ありがとうございました。

(会長)

今回、資料 1 の 1 ページ目にありますように、年度の途中、計画の途中であるということで、大きな変更はしないという方針だということで、いいのではないかと思います。

ただ、今重要なお指摘をいただきましたので、もちろんまた次期計画策定が来年度やってくるわけですが、確かに再来年度から評価していくためには、何らか数字を把握しておくことが、未来の評価には役に立てられる可能性はあるかなと伺っていて思いました。

そんなわけで、令和 5 年度の評価に使うという意味ではないけれども、数値を把握しておくという意味はあり得るのではないかと思いますので、事務局の方でご検討いただければと思います。

(会長)

そのほかご意見いかがでしょうか。それでは無いようでしたら、議題 2「令和 4 年度地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目について」を承認したいと思いますがよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題 2「令和 4 年度地域包括支援センター事業評価の方向性と評価項目について」は承認されました。

(会長)

続きまして、議題 3 資料No.6「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」、事務局からご説明をお願いします。

(地域包括ケア推進課長)

資料 No. 6 議題 3「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。「地域包括支援センターの設置状況について」です。当市では、現在、日常生活圏域ごとに委託型地域包括支援センターを 15 か所、市役所本庁内に基幹型地域包括支援センターを 1 か所、計 16 か所の地域包括支援センターを設置しております。15 か所の委託型地域包括支援センターについて、令和 5 年 3 月 31 日に現行委託法人の委託期間が満了となりますことから、令和 5 年度以降の受託候補法人を選定すべく公募を実施致しました。

次に、委託事業者の選考についてです。2 ページをご覧ください。

はじめに選考の経過についてご説明いたします。「令和 5 年度 松戸市地域包括支援センター運營業務 委託法人公募要領」に基づき、令和 4 年 6 月 16 日から 15 地域の委託型地域包括支援センターに対する公募を開始致しました。令和 4 年 6 月 16 日から令和 4 年 7 月 5 日までの計 20 日の公募期間に対し、13 法人の応募があり、そのうちの 3 法人が複数地域に対する応募であったことから、15 の地域すべてに応募がありました。なお、【常盤平団地地域】に対し 2 つの法人からの応募がありましたが、うち 1 者より辞退の申し出があり、最終的には複数応募となる地域はありませんでした。

選考方法につきましては、「松戸市地域包括支援センター運營業務事業者選考委員会条例」に基づき内部委員 4 名、外部委員 4 名、計 8 名から成る選考委員会を設置。「松戸市地域包括支援センター運營業務委託事業者評価基準」に基づいて、応募書類の審査とヒアリング審査の内容を合わせて総合的に評価を行いました。

審査項目は、①法人の概要及び実績 ②法人体制 ③人員体制 ④運営体制 ⑤業務実施方針・実施計画書等 ⑥圏域に応じた取組 ⑦特記事項(プレゼン、応募書類全般)の 7 項目に区分し、総合計点を 470 点満点としました。また、配点合計の 2 分の 1 を基準点とし、基準点を満たした事業者について、順位付けの判定を

行い、基準点に満たない場合は選定しないこととしました。

選考結果は、3 ページに記載の表をご覧ください。8 月 2 日、8 月 15 日、8 月 22 日の 3 日間にわたり、応募法人からのプレゼンテーションと質疑応答によるヒアリング審査を実施し、厳正なる選考の結果、14 地域に対し 11 の法人を採択致しました。これら 11 法人につきましては、すべて現委託法人であり、設置場所について変更はありません。各受託法人の詳細につきましては、お配りいたしました参考資料 6-1 にて確認いただきますようお願いいたします。

なお、常盤平団地地域については、選考の結果、応募法人の評価点数が基準点である配点合計の 2 分の 1 に満たなかったことから不採択となっております。このため常盤平団地地域につきましては、現在、再公募を実施しております。再公募につきましては、お配り致しました資料にて 9 月より実施と記載させていただいておりますが、日程等の調整に時間を要したことから、実際には 10 月 11 日より公募受付を開始し 10 月 31 日までの 21 日間にかけて参加法人を募っているところでございます。再公募の選考については 11 月 29 日に予定しておりますヒアリング審査にて行い、結果等詳細につきましては 2 月の第 4 回本運営協議会にて報告させていただきます。

最後に令和 4 年度以降の地域包括支援センター委託の基本的方向性についてご説明させていただきます。本公募で選定いたしました受託法人につきましては、今後、仕様書等の協議を行い、契約手続きを行っていく予定です。契約につきましては令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの契約とします。ただし、委託期間についてはセンター運営事業者と利用者又は他事業者との信頼関係の構築や、センター運営の安定性を考慮し、契約初年度から 5 年間は同一事業者に委託するものとし、単年度毎の更新とする予定です。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問がございましたら、お願いいたします。

(会長)

無いようでしたら議題 3「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」を承認したいと思いますよろしいでしょうか。

<異議なし>

(会長)

それでは、議題 3「地域包括支援センター委託事業者選考結果について」は、承認されました。

最後にご意見・ご報告事項はありますか。

それではこれで、本日の議事は全て終了しました。私からは以上です。進行を事務局にお返しします。

(司会)

会長ありがとうございました。最後に事務局から連絡事項がございます。来月 11 月 11 日介護の日に、広報まつど「介護保険特集号」を発行いたします。介護保険にまつわる内容を掲載させていただいております。どうぞ 11 月 11 日当日御覧ください。

次回の開催につきましては、2 月 16 日(木)午後 2 時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。本日、お車でお越しの方がいらっしゃいましたら駐車券を職員にお申しつけ下さい。

以上をもちまして、令和 4 年度第 3 回松戸市介護保険運営協議会を閉会いたします。本日は長時間ありがとうございました。